

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和5年9月
山形県小国町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	本町の農業の現状	1
2	本町の農業構造	2
3	経営体育成の必要性	2
4	経営体育成の方向	2
5	経営体の方向	5
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年 等が目標とすべき農業経営の指標	6
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の育成・確 保を図るための体制の整備とその他支援	7
1	農業を担う者の育成・確保の考え方	7
2	市町村が主体的に行う取組	7
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	7
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する 目標	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定 する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事 業に関する事項	10
	(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法に関する事項	
	(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準に関する 事項	
	(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2	利用権設定等促進事業	10
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
	(2) 利用権の設定等の内容	
	(3) 農用地利用集積計画の策定期間	

- (4) 要請及び申出
- (5) 農用地利用集積計画の作成
- (6) 農用地利用集積計画の内容
- (7) 同意
- (8) 公告
- (9) 公告の効果
- (10) 利用権の設定等を受けた者の責務
- (11) 農業委員会への報告
- (12) 紛争の処理
- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる
区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・16
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
 - (2) 区域の基準
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - (7) 農用地利用規程の変更等
 - (8) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - (9) 農用地利用改善事業の指導、援助
- 4 農業協同組合による農作業の委託のあっせんの促進その他の委託
を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・19
 - (1) 農作業の受委託の促進
 - (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業
の受委託あっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業
を行う取組等
- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・20
 - (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施
策との連携
 - (2) 推進体制等

第6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

別紙1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

別紙2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

別紙3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町の農業の現状

本町は、山形県の西南端、新潟県境に位置し、両県庁所在地である山形市と新潟市までそれぞれ80kmの地点にある。

面積は、737.55 k m²で山形県総面積の7.9%を占め、東京23区よりもやや広い。北に大朝日岳、南に飯豊山を主峰とする1,000m級を超える連山に囲まれており、森林面積が94.8%を占める。耕地は、新潟県を流れる荒川とその支流域にわずかに拓け、2.0%に過ぎないが、平地の過半を占めており、農業生産の基盤であるばかりでなく、町土保全、自然環境の維持促進に大きく寄与している。また、都市住民との交流によるまちづくりを目指している本町にとっては、資源としての農村景観という意味でも重要な役割を果たしている。

気候は、典型的な日本海側気候に属し、しかも、盆地特有の側面をみせており、年間降雨量が3,000ミリに達する等日照時間が少ない。特に、冬期には積雪が町中心部でも2mを下らず、山間地の集落では5mにも及ぶところがあり、農業の立地条件としては大変厳しいものがある。

本町の農業は、営農形態として、水稻を基幹作物に据え畜産その他山菜を加えた複合経営を進めてきたものの、町中心部に立地する二大企業の拡大発展等が要因となって兼業化が急速に進み、専業農家と第2種兼業農家へ両極化している。農業経営は、省力技術の進んだ水稻への依存度が極めて高くなっているが、土地の生産性が低いことや米価の低迷等により、農業経営は、より厳しいものとなっている。

農林業センサスによると、令和2年現在の経営耕地面積は781.01haであり、平成27年（866.91ha）と比べて約10%減少している。急速な人口減少や高齢化による担い手層の減少とあいまって農用地の荒廃化が危惧される現状にあり、農業・農村の持続的な発展の上から抜本的な対応が求められている。

こうしたなか、農用地の利用集積により、水稻及び畜産の大規模経営に取り組みながら、山菜、野菜、花卉、菌茸等の特産物や施設型園芸作物を導入し、周年の農業経営を目指す意欲的な農家も育ってきている。

また、町内の水稻生産は、令和2年度現在で経営耕地面積653.18haで5年前の平成27年（804.27ha）と比べて約19%減少し、年々減少傾向にある。一方、米の生産調整は、年々拡大傾向にあり、令和4年度末では転作率が約48%と3年前に比べ、4.9%増の403.9haとなっている。作物構成では、最大の作付面積となっているのは、アスパラガス、山菜類を含めた高収益作物120ha超で、次いで大豆及びそば等の土地利用型作物が92a超で、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS）及び牧草等の飼料用作物が近年拡大基調にある。

今後も、施設園芸指向農家の継続的な育成により地域として産地化を図るとともに、水田を中心とした土地利用型農業の持続的な発展に向けて、農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として、農産物等の地域資源を活用した様々な取組を地域ぐるみで進めていくことが重要である。また、その核となる農業経営体の育成が急務であり、これまで以上に施策支援の集中化を図っていく必要がある。そのため、集落の合意を基本とする農家間調整活動を関係機関で実施するものとし、併せて、小国らしさのある農産物等の地域資源を活用した地域それぞれ独自の取組を醸成していく必要がある。

2 本町の農業構造

本町の農業構造については、昭和40年代後半以降の米の過剰基調及び価格の低迷による農業収入の伸び悩み等を背景に、農家数の減少と兼業化が進行してきた。加えて、近年における農業就業者の高齢化の進行と新規就農者の減少により、農地の流動化が進展し、規模の大きな農業経営体の育成が進んできている。

今後も、貸付希望農地の増加が見込まれる状況にあり、集落の将来の姿を見据えた自発的な話し合いを通じて農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画の策定を推進し、農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

3 経営体育成の必要性

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和9年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、本町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、中山間地域という立地条件や農業生産条件に適合した安定的な生産体制を構築しながら、地域における他産業従事者並みの生涯所得を実現しうる年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,900時間）を確保することができるよう、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の大部分を担う農村経営体制を確立していくことを目標とする。なお、新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後に農業での生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円の5割以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,900時間）の確保を目標とする。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象者が法第12条の農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）、法第14条の4の青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

4 経営体育成の方向

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を総合的に実施する。

まず本町は、山形おきたま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、小国町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、小国町地域農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）、置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課（以下「西置賜農業技術普及課」という。）、山形県農地中間管理機構（以下「県農地中間管理機構」という。）、置賜農業共済組合（以下「農業共済組合」という。）等が、

十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成体を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、県農地中間管理機構の機能等を発揮し、農地の出し手と受け手に関わる情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積・集約化を推進する。

水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積・集約化が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の策定・見直しを通じ、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積・集約化の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進を一体的に行うことにより、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、西置賜農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の経営体組織への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者及び新たに農業経営を営もうとする青年等については、青年等就農計画制度の活用を推進しながら、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の必要性について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者という。)への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体の協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の認定を受け、その計画期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である地域の実情に即し、地域農業の維持・発展のために必要な集落営農体制の構築を前提とした多様な担い手の位置づけを明確にすることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、それぞれの集落において、農業者又は農業に関係する団体により、専門的に土地利用型農業経営が確保されているか、または確保される見込みがある場合には、それら農業者等を地域における土地利用型農業の担い手として位置づけ、それらを中心とした集落営農体制の確立を目指すものとする。

一方、集落において専門的な土地利用型農業経営がなく、また将来的にも確保される見込みがない場合には、地縁的営農組織等の育成を図り、これを中心とした集落営農体制の確立を目指すものとする。

このような集落営農体制を実現するための集落営農組織としては、

- ① 集落内外の専門的な土地利用型農業経営が中心となり兼業農家や高齢農家がこれを補完する組織
- ② 農地所有適格法人を中心とする組織
- ③ 集落内の兼業農家や高齢農家が中心となる地縁的組織
- ④ 町や農業協同組合が関与する専門的な土地利用型農業経営からなる広域的組織
- ⑤ 農作業の請負を業とする事業者（町や農業協同組合が関わる公社等を含む）を中心とする組織
- ⑥ 上記組織等の混成組織

を基本として育成していく。

どのようなタイプの集落営農組織が望ましいかは、各集落の実情によるものとするが、集落内での合意を形成しながら進めていくものとする。また、担い手不足等

により、集落内での完結による農業が困難又は非効率的である場合は、集落間で連携し、又は、集落を越えた範囲での組織的な営農体制を構築するものとする。

本町農業の現状が、地域農業を支えてきた世代の高齢化あるいは過疎化による不在地主の発生等厳しい局面にあることから、当面は、作業受託を積極的に担う受託組織や町全体をカバーする農地所有適格法人の組織化等について、最重要課題として重点的に取り組むものとする。

5 経営体の方向

本町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催を西置賜農業技術普及課の協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本町における
主要な営農類型ごとに別紙1のとおりである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営
の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、将来効
率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、第2の営農類型、経営規
模、生産方式等を参考としながら、第1に示した目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の育成・確保を図るための体制の整備とその他支援

1 農業を担う者の育成・確保の考え方

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、町内農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実現するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成・確保に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山形県農業経営・就農支援センター、西置賜農業技術普及課、農業協同組合等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及びマルチワーカーを含む非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、山形県農業経営・就農支援センター、西置賜農業技術普及課、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談体制や他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、山形県農業経営・就農支援センター、西置賜農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 一般社団法人山形県農業会議、県農地中間管理機構及び農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合等と連携して、作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、西置賜農業技術普及課及び山形県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう山形県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

令和9年度における町全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稻においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積）の割合の目標は90%とする。

上記で示す効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、これまで以上に、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業等による農用地の面的集積を促進するものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町では、今後さらに、農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、農地中間管理事業をはじめとする必要な施策を推進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関、関係団体及び関係組織の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関、関係団体及び関係組織とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

さらに、将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、農業委員会、農業協同組合、県農地中間管理機構及び置賜総合支庁農業振興課、西置賜農業技術普及課等による連携体制の下、農地にかかる情報共有を図る。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、山形県が策定した「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

小国町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するための事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、本町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定めるものとし、同区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等を検討し、農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たっては、県・農業委員会・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれの定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合

若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第356号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第5条で定めるものを除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができること。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ （1）の①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間若しくは残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

（3）農用地利用集積計画の策定期限

- ① 本町は、（4）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間若しくは残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間若しくは残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は

移転を内容として定める。

(4) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に関わる地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(3)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(5) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(4)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(4)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、その者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(6) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(6)の⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② (6)の①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ (6)の①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ (6)の①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に関わる法律関係
- ⑤ (6)の①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に関わる法律関係
- ⑥ (6)の①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない。
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ (6)の①に規定する者の農業経営の状況

(7) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(6)の②に規定する土地ごとに(6)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(8) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(4)

の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち（６）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

（９）公告の効果

本町が（８）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは、移転し又は所有権が移転するものとする。

（１０）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１１）農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者から、（６）の⑥のイの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

（１２）紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当時者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（８）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （８）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、(13)の②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が(13)の③の規定による公告をしたときは、(13)の②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、(6)の⑥のアの条件に基づき賃借権若しくは使用貸借が解除された場合又は(13)の②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、県農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する

事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、(5) の②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ (5) の①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① 本町は、(5) の①に規定する団体が農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② (6) の①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作

業の委託に関する事項

- ③ 本町は、(6)の②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア (6)の②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。
- ④ (6)の②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、(7)の①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 本町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（(7)の①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他施行令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は、(7)の①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は、(7)の①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）で

ある当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② （８）の①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（９）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、認定団体になろうとする者が、県農用地利用改善事業の実施に関し、西置賜農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

４ 農業協同組合による農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に進める上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業及び農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃及び機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準設定

（２）農業委員会、県農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託あっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手

に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする

- ① 本町は、農業生産基盤整備、農業近代化施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- ③ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ④ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、西置賜農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等についての行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和5年9月19日から施行する。

別紙1 (第2関係)

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+山菜 (平坦部)	〈作付面積〉 水 稲=9.0ha (内借地 6.0ha) たらの芽(ハウス) =1.0ha うど(露地) =0.5ha そば =1.5ha 〈経営面積〉 12.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1式 ・トラクター(50PS) 1台 ・田植機(8条植) 1台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 1台 ・トレーラー 1台 ・軽トラック 1台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機 械の効率的利用を図ると ともに、作業効率を高める 。	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稲+山菜 +作業受託 (平坦部)	〈作付面積〉 水 稲=10.0ha (内借地 9.0ha) わらび=2.0ha そ ば=2.0ha 〈作業受託〉 受託面積 =7.0ha 〈経営面積〉 21.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1式 ・トラクター(50PS) 1台 ・田植機(8条植) 1台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 1台 ・トレーラー 1台 ・軽トラック 1台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機 械の効率的利用を図ると ともに、作業効率を高める。		

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 ＋そば＋ 作業受託 (平坦部)	〈作付面積〉 水 稲＝10.0ha (内借地 8.2ha) 夏秋トマト (ハウス) ＝0.1ha そ ば＝3.0ha アスパラ菜 (ハウス) ＝0.1ha 〈作業受託〉 受託面積 ＝7.0ha 〈経営面積〉 20.2ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型 5 条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連担 地形成に努め、農業機械の 効率的利用を図るととも に、作業効率を高める。	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻＋野菜 ＋作業受託 (平坦部)	〈作付面積〉 水 稲＝10.0ha (内借地 8.2ha) メロン(ハウス) ＝0.1ha そ ば＝3.0ha アスパラ菜 (ハウス) ＝0.1ha 〈作業受託〉 受託面積 ＝7.0ha 〈経営面積〉 20.2ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型 5 条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。		

営 類 農 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋花卉 ＋山菜＋そば (平坦地)	〈作付面積〉 水 稻＝11.0ha (内借地 10.2ha) ストック (ハウス) ＝0.1ha 山うど＝1.0ha アスパラ菜 ＝0.1ha そ ば＝3.0ha 〈経営面積〉 15.2ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型 5 条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻＋畜産 ＋山菜	〈作付面積〉 水 稻＝12.0ha (内借地 9.0ha) わらび＝2.0ha 〈頭数〉 繁殖牛＝11頭	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型 5 条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連担 地形成に努め、農業機械の 効率的利用を図るととも に、作業効率を高める。		

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋山菜 (山間部)	〈作付面積〉 水 稻＝7.0ha (内借地 7.0ha) わらび＝3.0ha 山うど＝2.0ha 〈経営面積〉 12.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻＋山菜 ＋作業受託 (山間部)	〈作付面積〉 水 稻＝5.0ha (内借地 4.0ha) わらび＝3.0ha 山うど＝1.0ha 〈作業受託〉 受託面積 ＝4.0ha 〈経営面積〉 13.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(50PS) 1 台 ・田植機(8条植) 1 台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 1 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。		

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営指標において、その前提となる労働力構成について、ここでは、標準的な家族経営を想定して、主たる従事者2人として示している。

[組織経営体]

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋そば ＋作業受託	〈作付面積〉 水 稻＝30.0ha (内借地 29.0ha) そ ば＝ 4.0ha 〈作業受託〉 受託面積 ＝10.0ha 〈経営面積〉 44.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(60PS) 2 台 ・田植機(8条植) 2 台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 2 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。 水稻の乾燥調製作業は、 共同乾燥施設を利用する。	・複式簿記記帳 により経営と 家計との分離 を図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻＋山菜 ＋作業受託	〈作付面積〉 水 稻＝30.0ha (内借地 29.0ha) わらび＝ 4.0ha 〈作業受託〉 受託面積 ＝10.0ha 〈経営面積〉 44.0ha	〈主な資本装備〉 ・育苗関連機械 1 式 ・トラクター(60PS) 2 台 ・田植機(8条植) 2 台 ・コンバイン (自脱型5条刈) 2 台 ・トレーラー 1 台 ・軽トラック 1 台 〈その他〉 集落での合意により連 担地形成に努め、農業機械 の効率的利用を図るとと もに、作業効率を高める。 水稻の乾燥調製作業は、 共同乾燥施設を利用する。		

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間と地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農業組合法人、有限会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）である。

別紙２（第５の２の（１）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、旧基盤強化法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （１）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ 旧基盤強化法第１８号第３項第２号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第５号、第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙3（第5の2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相違ないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃等の動向（以下、「実勢賃借料」という。）を参考にし、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時ににおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、小国町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混在林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間） Iの①に同じ。	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法 Iの③に同じ。	④有益費の償還 Iの④に同じ。
	1 混在林地については、その混在林地の近傍の混在林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。		

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間） Iの①に同じ。	②借賃の算定基準	③損益の決済方法 Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	④有益費の償還 Iの④に同じ。
	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。		

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他の特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農業者年金基金又は県農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。

